



千葉県公安委員会告示第2号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、  
同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴  
聞を次により行う。

令和8年1月7日

千葉県公安委員会



記

- 1 聽聞の期日 令和8年1月29日 午後2時開始
- 2 聽聞の場所 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号  
千葉県警察本部1階聴聞室